

「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、
所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

例えば、税法上の扶養人数が1人の場合、全部支給については87万円から107万円に、一部支給については230万円から246万円に引き上げられます（所得ベースによる算定）。

全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)					一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
扶養する 児童等の 数	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

【これまで】

全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)



【R6.11月分から】

全部支給 10,750円
一部支給 10,740円～5,380円
(所得に応じて決定されます)

※令和6年11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用されますが、
同年11月分及び12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月
に支払われます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

宍粟市役所 子育て支援課 こども福祉係

0790-63-3176 (受付時間：平日8：30～17：15)